

平成 20 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社クスリのアオキ  
代表者名 代表取締役社長 青木保外志  
(コード番号：3398 東証二部)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長  
八幡亮一  
(TEL. 076-274-1111)

## 内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において決議し、平成 19 年 7 月 9 日開催の取締役会において一部改定することを決議した内部統制システム構築に関する基本方針について、反社会的勢力排除に向けた体制、並びに財務報告に係る内部統制の運用体制の整備を目指すために、平成 20 年 6 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針について、一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として、『企業倫理規程』に則って、コンプライアンス強化のための指針とする。反社会的勢力への対応については、同規程にその対応方針を明示し、同規程に従い反社会的勢力を排除する。

また、取締役の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するために、複数の社外取締役を選任する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に則って、適切に、記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクに対する対策を検討して、『リスク管理規程』を制定し、同規程に基づいてリスク管理に関する研修の実施及びマニュアルの作成・配布等を行うものとする。

危機管理委員会において対応策を検討していない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、意思決定、監督及び執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度及び本部制度（営業本部、開発本部、管理本部の三本部を設置）を導入している。

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、各本部長及び執行役員は、取締役会の同意を得て、各部門の具体的な目標を設定し、職務権限規程に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、経営会議及び月度報告会議において、全社的な目標に対する進捗状況を報告する。

また、取締役会に上程する議案は、事前に経営会議にて検討しておくこととし、取締役会が効率的に運営される体制を構築する。

#### 5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社の経営管理については、『関係会社管理規程』を制定し、それに準拠して行う。内部監査室は、子会社の経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、取締役会及び監査役会に報告するものとする。

#### 6. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として、『企業倫理規程』に則って、コンプライアンス強化のための指針とする。コンプライアンスの徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同室を中心に従業員教育等を行う。また、内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、上記活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。

また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行うための公益通報者保護規程に基づき社内通報制度を活用し、適正に運営していく。

#### 7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、内部監査室の従業員に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役会より監査に必要な命令を受けた従業員は、上記業務の遂行にあたって、取締役及び内部監査室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとし、それらの人事異動に関しては、事前に監査役会と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、月度報告会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

取締役及び従業員は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告しなければならない。監査役会が、内部監査の実施状況及び公益通報者保護規程による通報状況等の監査に必要な情報を適正に把握できる体制を整備する。

## 9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役及び執行役員からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査法人と代表取締役の意見交換会を定期的を開催する。

## 10. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制

企業会計審議会発表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、『財務報告に係る内部統制システムの基本方針』を定める。取締役会は、同基本方針に則り、『内部統制報告制度規程』を制定し、かつ内部統制委員会（委員長 代表取締役社長）を設置し、財務報告に係る内部統制システムを整備する。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討・承認を行う。

以上